

壱岐市地域公共交通会議

日時 令和3年10月7日（木）10時00分

場所 壱岐市役所郷ノ浦庁舎 2階会議室

1) 開会

2) 会長あいさつ

3) 協議事項

①壱岐市営乗合タクシー（初山地区）の運行について

②道路法第44条第2項第2号に係るバス停の使用について

③その他

4) 閉会

壱岐市地域公共交通会議委員名簿

【任期:～令和5年8月31日】

No.		所属機関名	職 名	氏 名	備考
1		壱岐市	副市長	眞鍋 陽晃	
2	新	壱岐交通株式会社	総務部長	斉藤 季之	
3	現	壱岐地区タクシー協会 壱岐交通タクシー株式会社	会長 代表取締役	立石 新	
4	新	壱岐市公民館連絡協議会	会 長	植村 千秋	
5	新	国土交通省 九州運輸局長崎運輸支局	支局長	織田 陽一	
6	新	壱岐交通株式会社労働組合	執行委員長	平田 誠	

壱岐市営乗合タクシー（初山地区）事業概要

1. 経過

平成30年度（平成31年3月）に策定しました、壱岐市地域公共交通再編実施計画において重点地域となっている初山地区での運行に向けて、初山地区まちづくり協議会発足前から検討協議を行ってきました。

初山地区まちづくり協議会発足後、コミュニティバス運行事業部会を立ち上げ具体的な運行内容を検討し、運行区域、運行ダイヤ、運賃など協議を行いました。

本年度、運行する車両の名称の募集を行い「オレンジバス」と名称を決定したことに伴い、コミュニティバス運行事業部会をオレンジバス部会に改め、市営乗合タクシー事業を委託運行する予定となっています。

2. 運行主体

所 在：壱岐市郷ノ浦町初山東触 237 番地 2（初山地区公民館内）

名 称：初山地区まちづくり協議会オレンジバス部会

代表者：部会長 坂口 鉄生

運転者：8名登録予定（別紙運転者名簿参照）

3. 運行車両

日産キャラバン 10人乗り（壱岐市と貸借契約を締結）



4. 運行ダイヤ

	初山発	壱岐病院着	壱岐病院発	初山着
1便	8:00	8:40	8:50	9:30
2便	10:00	10:40	10:50	11:30
3便	13:00	13:40	13:50	14:30
4便	15:00	15:40	15:50	16:30

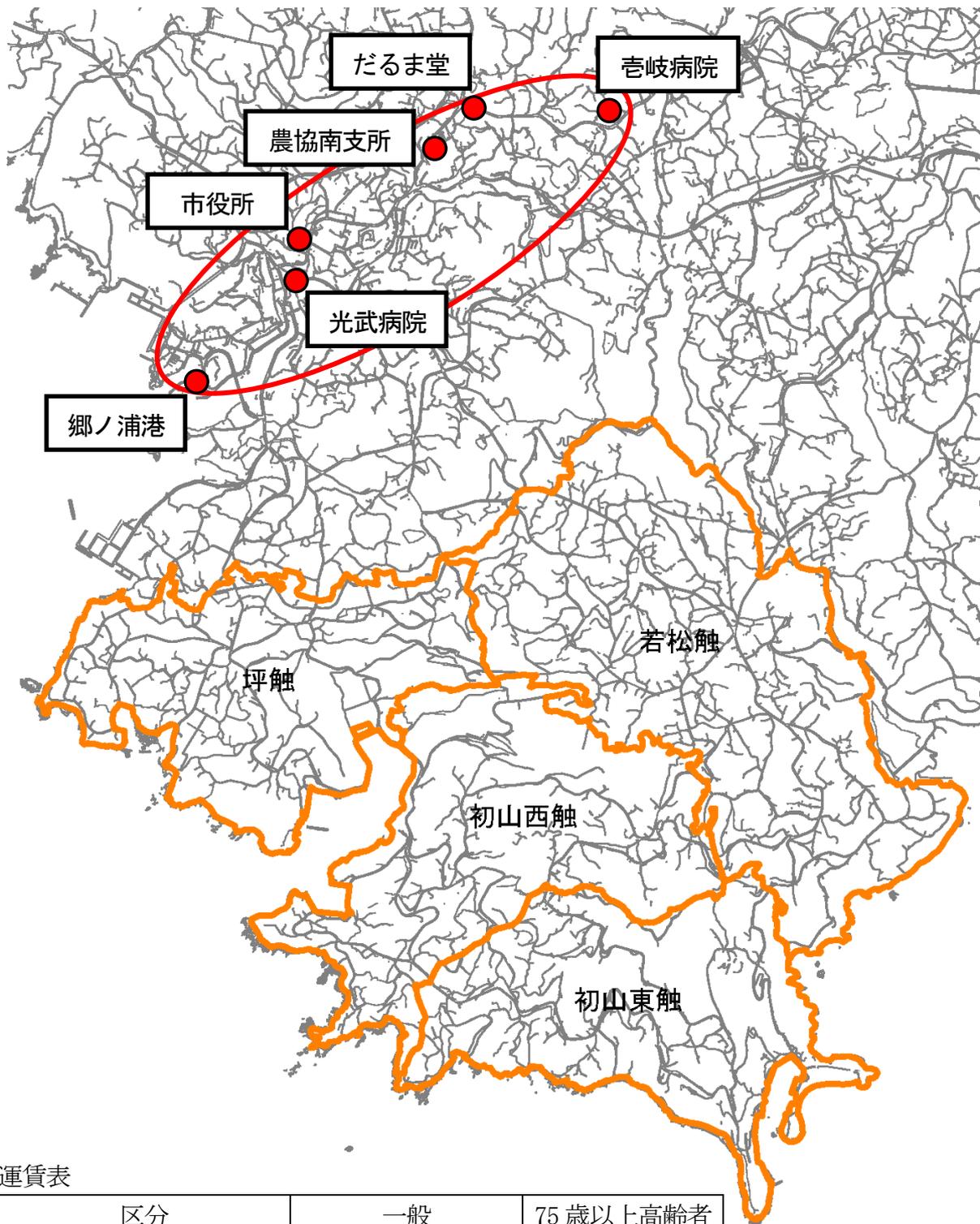
5. 運行区域

初山地区内及び郷ノ浦の一部（別紙運行区域図参照）

6. 運賃

別紙運賃表のとおり

壱岐市営乗合タクシー（初山地区）運行区域及び運賃表



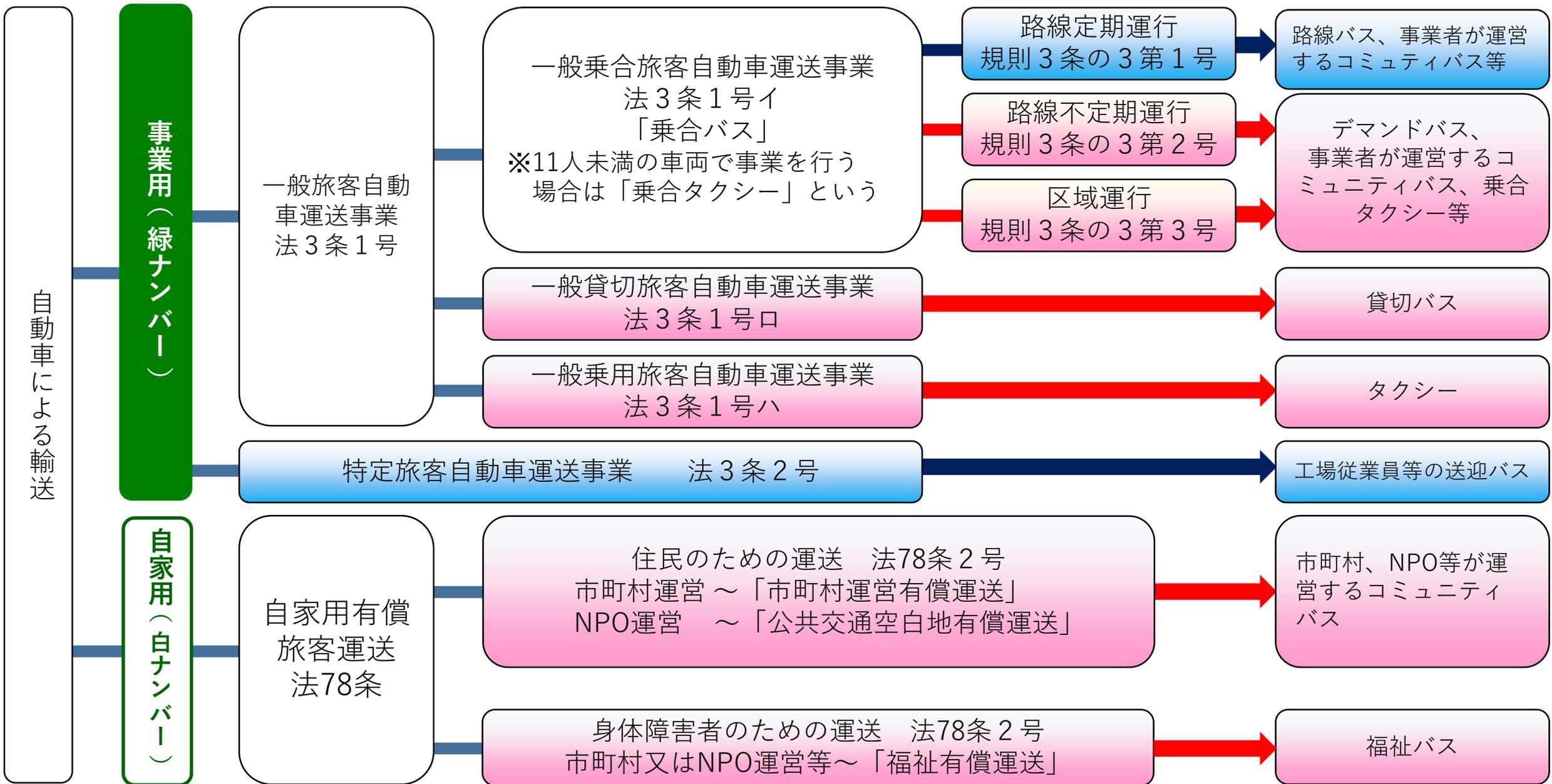
運賃表

区分	一般	75歳以上高齢者
初山地区内	100円	100円
坪触 若松触 ~ 区域外	200円	100円
初山西触 初山東触 ~ 区域外	300円	100円

道路運送法上の事業区分と運行形態（抜粋）

法 ～道路運送法
規則～道路運送法施行規則

【凡例】 道路交通法44条1項（停車及び駐車を禁止する場所）の適用除外対象
 ～道交法44条2項1号（乗降ための停車、運行時間調整のための駐車）**乗合自動車** + トロリーバス
 ～**道交法44条2項2号**（①地域住民の生活に必要②道路、交通の状況に支障がないことについて関係者が合意④公安委員会が公示した場合に限定）
※ 新設



※コミュニティバスの法的定義は存在せず、運営主体、運行形態によって分類される。

道路交通法（昭和35年6月25日法律第105号）

（停車及び駐車を禁止する場所）

第44条 車両は、道路標識等により停車及び駐車が禁止されている道路の部分及び次に掲げるその他の道路の部分においては、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合のほか、停車し、又は駐車してはならない。

- 一 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル
- 二 交差点の側端又は道路の曲がり角から5メートル以内の部分
- 三 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5メートル以内の部分
- 四 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内の部分
- 五 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から10メートル以内の部分（当該停留所又は停留場に係る運行系統に属する乗合自動車、トロリーバス又は路面電車の運行時間中に限る。）
- 六 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に十メートル以内の部分

乗合自動車とは（道交法27条①）

道路運送法第9条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者による同法第5条第1項第三号に規定する路線定期運行又は同法第3条第二号に掲げる特定旅客自動車運送事業の用に供する自動車

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- 一 乗合自動車又はトロリーバスが、その属する運行系統に係る停留所又は停留場において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するとき。
- 二 道路運送法第3条第一号に規定する一般旅客自動車運送事業の用に供する自動車（同号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車にあつては同法第5条第1項第三号に規定する路線定期運行の用に供するものを除く。第49条の3第1項において「一般旅客自動車運送事業用自動車」という。）又は同法第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送の用に供する自動車（同項において「自家用有償旅客運送自動車」という。）が、乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するとき（当該停留所又は停留場における停車又は駐車であつて、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために有用であり、かつ、道路又は交通の状況により支障がないことについて、内閣府令で定めるところにより、同法第9条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者、公安委員会その他の当該停車又は駐車に係る者として内閣府令で定める者が合意し、その旨を公安委員会が公示したものをする場合に限る。）。

道路交通法施行規則（昭和35年12月3日総理府令第60号）

（停車又は駐車に関係のある者による合意）

第6条の3の2 法第44条第2項第二号の規定による合意は、一般旅客自動車運送事業用自動車又は自家用有償旅客運送自動車(以下この条において「一般旅客自動車運送事業用自動車等」という。)が停車又は駐車をする一又は二以上の乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場ごとに、書面により、停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲を明らかにしてするものとする。

2 前項の書面には、当該一般旅客自動車運送事業用自動車等による当該停留所又は停留場における停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項があるときは、当該事項を記載するものとする。

（停車又は駐車に関係のある者）

第6条の3の3 法第44条第2項第二号の内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 乗合自動車、トロリーバス又は路面電車を使用する者
- 二 公安委員会
- 三 都道府県知事又は市町村長(特別区の区長を含む。)
- 四 地方運輸局長
- 五 前各号に掲げる者のほか、当該停車又は駐車に関係のあるものとして公安委員会が認める者

道路運送法（昭和26年6月1日法律第183号）

（種類）

第三条 旅客自動車運送事業の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 一般旅客自動車運送事業(特定旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業)
 - イ 一般乗合旅客自動車運送事業(乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業)
 - ロ 一般貸切旅客自動車運送事業(一個の契約により国土交通省令で定める乗車定員以上の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業)
 - ハ 一般乗用旅客自動車運送事業(一個の契約によりロの国土交通省令で定める乗車定員未満の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業)
- 二 特定旅客自動車運送事業(特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送する旅客自動車運送事業)

（有償運送）

第七十八条 自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

- 一 災害のため緊急を要するとき。
- 二 市町村（特別区を含む。）、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送（以下「自家用有償旅客運送」という。）を行うとき。
- 三 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

（登録）

第七十九条 自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

道路運送法施行規則（昭和26年8月18日運輸省令第75号）

（一般乗合旅客自動車運送事業の運行の態様）

第3条の3 法第5条第1項第三号の国土交通省令で定める運行の態様は、次のとおりとする。

- 一 路線定期運行
- 二 路線を定めて不定期に運行する自動車による乗合旅客の運送（以下「路線不定期運行」という。）
- 三 前二号に掲げるもの以外の乗合旅客の運送（以下「区域運行」という。）

令和3年10月 日

壱岐交通株式会社代表取締役 酒 井 誠 二

長崎県公安委員会委員長 川 口 博 樹

壱岐市長 白 川 博 一

九州運輸局長 河 原 畑 徹

壱岐市内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する合意書

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づき、壱岐市内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関して下記のとおり合意する。

記

- 1 一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場の名称
 - ・別表のとおり（停留所名称及び所在地一覧）
- 2 1に停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲
 - ・壱岐市が運営する自家用有償旅客運送のうち市町村運営有償運送（公共交通空白地有償運送）の用に供する初山地区まちづくり協議会オレンジバス部会が運行する自動車
- 3 1における2の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項
 - ・1における2の停車又は駐車は、2に係る運行時間内に限るものとする。

	一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車 又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称	所在地
1	壱岐病院	壱岐市郷ノ浦町東触
2	桜川(郷ノ浦方面)	壱岐市郷ノ浦町志原西触
3	桜川(芦辺方面)	壱岐市郷ノ浦町志原西触
4	品川病院前(芦辺方面)	壱岐市郷ノ浦町東触
5	品川病院前(郷ノ浦方面)	壱岐市郷ノ浦町東触
6	団地入口(勝本芦辺方面)	壱岐市郷ノ浦町東触
7	団地入口(郷ノ浦方面)	壱岐市郷ノ浦町東触
8	八畑(勝本芦辺方面)	壱岐市郷ノ浦町本村触
9	八畑(郷ノ浦方面)	壱岐市郷ノ浦町本村触
10	新道(郷ノ浦)(郷ノ浦方面方面)	壱岐市郷ノ浦町本村触
11	新道(郷ノ浦)(勝本芦辺方面)	壱岐市郷ノ浦町本村触
12	本町(郷ノ浦)(勝本芦辺方面)	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦
13	本町(郷ノ浦)(郷ノ浦方面)	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦
14	市役所前	壱岐市郷ノ浦町本村触
15	郷ノ浦港	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦

壱岐市 バス停位置図

